

6 水審第 8 号

令和 6 年 7 月 25 日

つくば市長 五十嵐 立青 様

つくば市上下水道審議会

会長 白川 直樹

答申書

令和 5 年 11 月 17 日付け 5 水総第 223 号で諮問のありました下記の事項について、別紙のとおり答申します。

記

- 1 つくば市上下水道審議会条例（昭和 63 年つくば市条例第 121 号）第 2 条第 1 号に定める水道料金に関する事。

答 申 書

水道は市民生活にとって必要不可欠なインフラであり、水道事業は、水道利用者に対して未来にわたり安全安心な水道水を安定供給していく使命があります。

つくば市水道事業を取り巻く環境は、近年の物価高騰による事業コストの増加、施設や水道管の老朽化への対応に加え、上水道未普及地域の解消や相次ぐ自然災害への備えなど多くの課題があります。水道事業の経営は、経費をその事業経営に伴う収入によって賄い、自立性をもって事業を継続する独立採算制が原則です。現在、水道を利用し、生活している人や事業を行っている人に配慮した上で、将来に過度な負担を残さず、適正な水道料金によって安定的な水道水の供給を実現していかなければなりません。

本審議会では、水道料金の現状や将来の見通しなど様々な資料に基づき、今後の水道料金のあり方について審議を行い、次のとおり意見が集約されましたので答申します。

1 水道料金の改定について

つくば市水道事業では、中長期的な視野に基づく計画的な経営に取り組み、経営の効率化・健全化を目指すため、令和5年3月に中長期的な経営の基本計画として「つくば市水道事業経営戦略」（以下「経営戦略」とします。）を策定しました。

経営戦略における投資・財政計画では、水道未普及地域解消事業や老朽施設等の更新事業などによる投資コストが増加し、令和7年度には企業債の規模を示す「企業債残高対給水収益比率」は350%を超える見通しです。

事業費の財源を企業債に過度に依存すると将来世代へ多くの負担を残すことになるため、水道料金を見直すことで投資コストの財源を確保すべきと考え、今回の料金改定が必要と判断しました。

2 料金算定期間

料金算定期間は、公益社団法人日本水道協会が策定した「水道料金算定要領」の「おおむね将来の3年から5年を基準とする。」を参考とした上で、経営戦略における投資・財政計画に基づき、令和7年度から令和11年度までの5年間とし、改定年度は、令和7年度としました。

3 料金改定率

経営戦略における投資・財政計画に基づき、平均改定率 15%が妥当であると判断しました。

4 総括原価、資産維持費

経営戦略における投資・財政計画に基づき、水道料金に求められる「適正な原価」を算出するため、営業費用及び支払利息に施設の計画的な改修・更新等に必要となる費用（資産維持費）を加えた総括原価を算定しました。その結果、料金算定期間である令和 7 年度から令和 11 年度までの 5 年間における総括原価は、28,036,362 千円と算定しました。

料金改定を検討する際には、料金算定期間である 5 年間の料金収入総額の見込額が総括原価を上回るように改定後の料金体系を設定しました。

資産維持費については、今回の改定に際し改めて考慮し、経営戦略における投資・財政計画を基に計算した結果、料金算定期間の総額は 2,961,108 千円となりました。

5 基本水量の廃止について

基本水量とは、公衆衛生向上の観点から生活上必要な一定程度の水の使用を促すことを目的として付与されていました。

現行の水道料金では、口径 13 mmから 25mm に対し、1 月当たり 10 m³の基本水量を設定しています。しかし、基本水量を設定した当初の目的である公衆衛生向上などを十分達成していること、核家族化や一人世帯の増加など家族形態の変化により使用水量が基本水量に満たない利用者が増えたこと、少量使用者にとっては節水の効果が料金に反映しないために節水意欲が阻害されることなどから、基本水量は廃止し、1 m³から従量料金を設定することが妥当と判断しました。ただし、これまで基本水量として含まれていた 1 月当たり 10 m³までの従量料金を 40 円に低く抑えることで、料金負担における急激な増加の軽減を図ることが妥当であると判断しました。

6 口径 13 mmと 20 mmの赤字解消について

口径 13 mmと 20 mmでは、令和 4 年度の実績において供給単価が給水原価を下回る赤字の状況となっていることから、これらの赤字を解消する料金を定めることが妥当であると判断しました。

7 逓増度

逓増度とは、従量料金の最高単価と最低単価の割合を示します。逓増度が大

きいほど、使用水量が多い大口使用者にとっては負担が大きくなります。

平成 30 年度に実施した前回の料金改定では、逓増度を 1.8 から 2.1 へ引き上げ、大口使用者に大きな負担となる料金体系となっていました。今回の料金改定では、逓増度を前回の改定前の水準まで引き下げることにより、大口使用者の負担を軽減し、料金の公平性を図ることが妥当であると判断しました。

8 改定後の料金表について

現行料金表を表 1 に、改定後料金表（案）を表 2 に示します。

また、口径別の平均使用水量における改定率を表 3 に示します。

表 1 現行料金表（1 か月当たり）※税抜き 逓増度： 2.14

口 径	基本料金	従量料金1m ³ 当たり（円）					
		～10m ³	11～20m ³	21～40m ³	41～100m ³	101～500m ³	501m ³ ～
13mm	1,200	0	140	180	220	260	300
20mm	1,500						
25mm	2,500						
30mm	3,250	140					
40mm	7,000						
50mm	15,000						
75mm	39,000						
100mm	87,000						
150mm	217,500						
200mm	413,000						

表 2 改定後料金表（1 か月当たり）※税抜き 逓増度： 1.88

口径	基本料金	従量料金1㎡当たり（円）										
		～10㎡	11～20㎡	21～40㎡	41～100㎡	101～500㎡	501㎡～					
13mm	1,100（-100）	40										
20mm	1,450（-50）											
25mm	2,500（±0）											
30mm	4,000（+750）	170 （+30）						170 （+30）	220 （+40）	260 （+40）	290 （+30）	320 （+20）
40mm	8,500（+1,500）											
50mm	17,200（+2,200）											
75mm	45,000（+6,000）											
100mm	100,000（+13,000）											
150mm	250,000（+32,500）											
200mm	475,000（+62,000）											

※特殊料金（つくば市水道給水条例第 19 条第 2 項及び第 3 項に規定する料金並びに臨時用料金）は、標準料金に準じて改定を行う。

表3 平均使用水量における改定率 ※税抜き

口径	平均 調定水量	現行料金	改定後 料金	差額	改定率
13mm	9m ³	1,200	1,460	+260	22%
20mm	15m ³	2,200	2,700	+500	23%
25mm	33m ³	6,240	7,460	+1,220	20%
30mm	83m ³	19,110	22,980	+3,870	20%
40mm	172m ³	45,320	52,780	+7,460	16%
50mm	313m ³	89,980	102,370	+12,390	14%
75mm	1,027m ³	320,700	353,040	+32,340	10%
100mm	2,137m ³	701,700	763,240	+61,540	9%
150mm	3,483m ³	1,236,000	1,343,960	+107,960	9%
200mm	13,491m ³	4,433,900	4,771,520	+337,620	8%

9 附帯意見

(1) 水道利用者への丁寧な説明について

今回の料金改定で料金体系を変えた部分については、改定に至った理由を含め水道利用者に対し丁寧な説明を行うこと。また、上水道と下水道を合わせた料金で請求をしていることから、今回の改定は上水道の料金であることが分かるような説明を行うこと。

(2) 料金体系の定期的・計画的な見直し

料金改定後の料金収入が計画と乖離していないか毎年確認を行うこと。計画と大きな乖離がみられた場合には、経営戦略における投資・財政計画も含めた計画の全体的な見直しや再検討をすみやかに実施すること。

(3) 次回の改定へ向けて

経営戦略における投資・財政計画では、令和12年度にも料金改定が計画されています。今回の料金改定において審議した事項に加え、次回の料金改定に向け議論すべきポイントなどが引き継がれるように、備忘録などにより記録しておくこと。

(4) 新技術導入に関する情報収集・検討

スマートメータなどの新技術について、引き続き積極的に情報収集を行い、導入可能性を検討していくこと。

つくば市上下水道審議会の開催状況について

回数	開催日時・場所	議事
第1回	令和5年11月17日（金） 午後3時～ つくば市役所コミュニティ 棟3階会議室	・つくば市水道事業経営戦略策定後について ・令和4年度水道事業会計決算報告 ・料金改定案の検討手順について
第2回	令和5年12月15日（金） 午後3時～ つくば市役所204会議室	・水道事業の経営について ・水道の料金体系について ・つくば市の水道料金について
第3回	令和6年1月19日（金） 午前10時～ つくば市役所防災会議室	・水道料金（基本水量及び基本料金）について ・総括原価について
第4回	令和6年2月14日（水） 午前10時～ つくば市役所203会議室	・水需要予測について ・地下水の活用について
第5回	令和6年3月19日（火） 午前10時～ つくば市役所201会議室	・水需要予測について（修正案） ・投資・財政計画について
第6回	令和6年5月15日（水） 午後3時～ つくば市役所職員研修室	・水道料金の改定について ・水道スマートメータ導入の検討について
第7回	令和6年6月25日（火） 午後3時～ つくば市役所コミュニティ 棟1階会議室1・2	・水道料金の改定について
第8回	令和6年7月9日（火） 午後3時～ つくば市役所コミュニティ 棟1階会議室1・2	・答申について